

産業活性化条例による法人事業税の課税免除申告書

年 月 日

課税免除を受ける事業年度 年 月 日から
年 月 日まで

主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 課税免除額の基礎となる課税標準額の割合

2 計算の基礎となる従業者数の増加割合

課税標準額の割合 ① (付表の1(2)に記載した割合)	_____
--------------------------------	-------

従業者の増加割合 ② (付表の2(3)に記載した割合)	_____
--------------------------------	-------

3 課税免除額の計算

区 分		本県分の課税標準額の総額 ③	課税免除対象額 ③×①×② ④	過疎県税免除額, 復興県税免除額 又は地方活力県 税免除額 ⑤	この条例による 課税免除額 ④-⑤ ⑥	差し引き事業税 が課される額 ③-(④又は⑤ のいずれか大き い額)	
付加価値額・ 資本金等の額・ 所得	付加価値額	円 000	円 000	—	円 000	円 000	
	資本金等の額	000	000	—	000	000	
	所 得	年400万円 以下の金額	000	000	000	000	000
		年400万 円を超え 年800万 円以下の 金額	000	000	000	000	000
		年800万 円を超える 金額又は 軽減税率不 適用法人の 金額	000	000	000	000	000
		小 計	000	000	000	000	000
	合 計	000	000	000	000	000	
収 入 金 額		000	000	000	000	000	

4 過疎県税条例, 復興県税条例又は地方活力県税条例の適用の可否

可(過疎地域・立地地域・復興産業集積区域・地方活力向上地域等)
否

備考

- 1 「課税免除対象額」の欄は、1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額を記載すること。
- 2 「過疎県税免除額、復興県税条例免除額又は地方活力県税免除額」の欄は、過疎県税条例第2条第1項若しくは第2条の2第1項、茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成24年茨城県条例第31号。以下「復興県税条例」という。)第2条第1項又は茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例(平成28年茨城県条例第13号。以下「地方活力県税条例」という。)第2条第1項若しくは第5条第1項の規定の適用を受けることができる場合に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を記載すること。
 - (1) 過疎県税条例第2条第1項の適用を受けることができる法人
茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和38年茨城県規則第49号。以下「過疎県税規則」という。)様式第1号付表中の「課税免除を受ける額」の欄に記載した額
 - (2) 過疎県税条例第2条の2第1項の適用を受けることができる法人(前号に掲げる法人を除く。)
過疎県税規則様式第2号付表中の「不均一課税を受ける額」の欄に記載した額
 - (3) 復興県税条例第2条第1項の適用を受けることができる法人
茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条第2項、第3条第2項及び第4条第2項の規則で定める書類を定める規則(平成24年茨城県規則第25号)様式第1号付表中の「課税免除を受ける額」の欄に記載した額
 - (4) 地方活力県税条例第2条第1項又は第5条第1項の適用を受けることができる法人
茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成28年茨城県規則第24号)様式第1号付表中の「不均一課税を受ける額」の欄に記載した額
- 3 課税免除対象額の「合計」の欄の金額が過疎県税免除額、復興県税免除額又は地方活力県税免除額の「合計」の欄の金額を超えない場合には、課税免除対象額の「付加価値額」の欄、「資本金等の額」の欄、「所得」の欄及び「合計」の欄並びにこの条例による課税免除額の「付加価値額」の欄、「資本金等の額」の欄、「所得」の欄及び「合計」の欄は、零を記載すること。
- 4 課税免除対象額の「合計」の欄の金額が過疎県税免除額、復興県税免除額又は地方活力県税免除額の「合計」の欄の金額を超え、過疎県税免除額、復興県税免除額又は地方活力県税免除額の「小計」の欄の金額が課税免除対象額の「小計」の欄の金額を超える場合には、次の各号に掲げる欄は、当該各号に定める額を記載すること。
 - (1) 課税免除対象額の「所得」の欄 零
 - (2) この条例による課税免除額の「付加価値額」の欄及び「資本金等の額」の欄 課税免除対象額の「合計」の欄の金額((1)により零となる前の金額を合計した額とする。)から過疎県税免除額、復興県税免除額又は地方活力県税免除額の「合計」の欄の金額を引いた額に、課税免除対象額の「付加価値額」の欄の金額と「資本金等の額」の欄の金額の合計額に対する課税免除対象額の「付加価値額」の欄の金額の割合と「資本金等の額」の欄の金額の割合をそれぞれ乗じて得た額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨て、この条例による課税免除額の「付加価値額」の欄の金額に1,000円を加えた額を記載すること。)
 - (3) 差し引き事業税が課される額の「付加価値額」の欄及び「資本金等の額」の欄 本県分の課税標準額の総額の「付加価値額」の欄及び「資本金等の額」の欄の金額から、この条例による課税免除額の「付加価値額」の欄及び「資本金等の額」の欄の金額をそれぞれ引いた額
- 5 地方活力向上地域等とは、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域及び地方活力県税条例第4条第1項第1号に規定する準地方活力向上地域をいう。